

香港返還における法的諸問題

目次

はじめに

- 一 香港問題に対する中国の基本姿勢
 - 二 「一国家二制度」構想の内容とその意義
 - 三 香港特別行政区基本法の地位と特色
 - 四 香港特別行政区基本法と中国憲法との関係
 - 五 香港と中国大陆の区域間の法抵触とその解決
- おわりに

葉
陵

はじめに

一九九七年七月一日を境に、香港は「英領植民地」から「中華人民共和国香港特別行政区」へと移行し、しかも「二国家二制度」という従来には見られなかった政治経済の秩序のもとで運営されることになっている。「一国家二制度」は、中国の特殊な状況の下で社会主義制度と資本主義制度との共存を可能にするため、かつ、台湾との統一問題をも考慮に入れた制度である。したがって、この制度は、一時的かつ便宜的措置ではなく、五〇年という長期間の展望に立ち、返還後の香港の憲法とも言える香港基本法に明記され、かつ、中英共同声明という国際的公約によって保障されているものである。

しかし一方、「二国家二制度」それ自体にはなお流動的な部分があるし、その信頼性も絶えず問われている。特に一九八九年六月四日に発生した天安門事件は、香港住民の「一国家二制度」に対する信頼を著しく動揺させ、翌年四月に成立した香港基本法も当初、中国政府がこの法律を遵守するか否かは疑問視する声が多かった。その後、中国政府は「香港基本法の堅持」を繰り返して強調し、香港住民の不安と失望を払拭することに努めた。但し、この基本法も返還後の香港の新しい自治像の青写真にすぎなく、「一国家二制度」という構想が本当に成功するか否かは、実際的基本法の運用によつて決定されるものである。香港は、現在、今世紀最後の大きな歴史の舞台にならうとしている。まさに歴史の実験場と言つてもよい。香港の将来をめぐる悲観論と楽観論が喧伝されているが、早急な結論づけは避けねばならないであらう。

本稿は、香港問題の経緯を一瞥しながら、香港問題の解決に対する中国の「一国家二制度」の基本方針、その法文化としての香港基本法の地位と特色、及び中国憲法との関係などについて検討をかさねるとともに、異なる法制度の維持によって生じた香港と中国大陸の区域間における法抵触の問題についても考察するものである。

一 香港問題に対する中国の基本姿勢

香港問題の発生は、清朝期の不平等条約体制に由来する。英領植民地としての香港は三つの不平等条約によって成立された。まず、阿片戦争（一八四〇〜四二年）に伴う南京条約によって、香港島が割譲された。次に、アロー戦争（第二次阿片戦争・一八五六年）の結果として締結された北京条約により、九竜半島の先端部分が割譲された。更に、一八九八年の香港界域拡大専門条約で、英国は九竜半島の基底部と二三五の島並びに海面（後に「新界」と呼ばれる）を九九年間租借した。この三条約を根拠として始まった英国の香港統治は、中国にとって対外的屈辱の近代史の始まりでもあった。

一八世紀の英中貿易関係は、英国側が中国産のお茶・陶磁器などを大量に買いつけ、特に喫茶の風習がイギリス人の家庭に普及するにつれて、お茶は中国の輸出品の中で首位を占めるものとなり、その見返としての綿・毛製品は余り需要がなく、したがって英国側としては常に大幅な赤字を出すというものであった。

中国からの大量の茶の輸入による多額の銀流出に悩んだ英国は、植民地インドの農民に前貸金を与えて罌粟の栽培を強要した。そして、その阿片を密貿易で中国に売り込んでいた。中国では禁止令を出したにもかかわらず、阿片が大量に密輸入され、一九世紀の前半二〇年間に、毎年四五〇〇箱であったが、阿片戦争直前にはその九倍の四〇〇〇箱を越えてしまった。英国の対中国貿易に占めた阿片の比率は、一八二九年は五〇%以上にも達した。阿片密貿易

により、中英間の輸出入関係は逆転し、それまで中国に対して銀貨で支払われていた英国の赤字は無くなり、中国の銀貨が止めども無く国外に流出した。まさに「イギリス人の国民的飲料となった紅茶のためには、中国人の肉体的疲弊など構ってはいられない、といった盗行が国家的事業として平然とまかり通つた」と指摘された通りであろう。

今度は逆に銀流出に見舞われ、阿片中毒者の増大を亡国の兆しと恐れた清政府が、一八三二年一二月に、欽差大臣の林則徐を広東に派遣し、阿片を没収したうえ、密輸入を厳禁した。これに対し、英国政府は阿片密貿易に係わっていた自国の商人・官僚らの開戦要求に答え、中国に遠征軍を派遣し、一八四〇年六月に阿片戦争を引き起こした。腐敗して兵器装備も立ち遅れていた清朝の軍隊が、英軍の進攻をくい止めることができなかった。一八四二年八月、清政府は英国との間で中英「南京条約」を調印した。この条約の第三条では、香港島を英国に割譲することが定められた。

一八五六年一〇月に、清朝官憲がイギリス船と称する「アロー号」に乗り込み、中国人船員二人を海賊として逮捕した。英国海軍はこの事件を利用して中国を武力攻撃した。清朝の軍隊が次々と負けいくさを続けた結果、一八六〇年一〇月、「北京条約」が締結され、九竜半島の先端部分が英国に割譲された。

一八九五年の日清戦争後、帝国主義列強の中国に対する利権争奪が露骨になり、清朝の弱体化が進むなかで、英国は「香港植民地の防衛」を名目に新界の九九年間にわたる租借を清朝政府に強要した。一八九八年六月に、中英間の新界租借条約が北京で調印された。

しかし、清朝以後の歴代の中国政府は、一貫して香港に関する三条約の有効性を認めていない。一九四九年一〇月に成立した中華人民共和国政府も、香港問題に対する立場を重ねて表明してきた。すなわち、香港は中国の領土であり、中国は帝国主義によって押しつけられた三つの不平等条約を承認しない。但し、歴史的に残されたこの問題につ

いて、適切な時期に話し合いを通じて解決し、解決されるまでは現状を維持するという方針であった。³⁾

一九七〇年代が終わりに近づくにつれて、香港の将来という問題に直面することになった中国政府には、三つの選択肢があった。第一は、香港の現状を恒久的に継続させる。しかし、これは阿片戦争の結果を承認することに繋がるので、政治的に問題外であった。鄧小平が一九八二年九月二四日に当時のサッチャー英国首相と会見したときに語ったように、「一九九七年に香港を復帰させなければ、どのような中国の指導者であれ、政府であれ、中国人民に申し訳が立たず、中国政府は清朝末期の政府と同じになり、中国の指導者は李鴻章になってしまふ」⁴⁾。第二は、必要ないかなる手段を講じて一九九七年に香港を奪取し、過去の上海と同じように社会主義体制を実行する中国大陆に組み入れる。英国にとつてそれは旧植民地国家として当然受け入れざるをえない宿命ではあるが、中国政府はそのような戦略が政治的にも経済的にも逆効果であると考えた。第三は、香港の主権を回復するとともに、香港の自由な資本主義的体制を維持し、香港の管理を香港の人々の手に移す道である。鄧小平をはじめとする中国の指導層はまさにこの第三の道を選択したのである。

中国政府は一九八一年末に、香港問題を解決する基本方針を固めた。まず、必ず一九九七年に香港を回取して主権の行使を回復し、しかもそれは絶対に遅れさせてはならない。次に、主権の回復を前提にして、香港の繁栄と安定を保つために、香港の特殊な状況を十分に配慮し、特殊な政策を採用する。「二国家二制度」⁵⁾は、この基本方針を実現するために考案された構想である。その理由については、次のように説明されている。第一に、それが香港の繁栄と安定を保つ最良の、しかも唯一の解決策のためである。すなわち、香港問題の解決策は中国側に受け入れられるばかりでなく、香港の歴史的要素と現状を考慮し、香港ならびに英国側にも受け入れられる必要がある。中国の指導者は、過去の上海処理方式で香港に相対してはならず、返還後の香港には、できる限り変化や変動が発生しないように

しなければならぬと認識している。第二に、それが中国全体の長期的利益になるためである。中国はその近代化を成功させるために、西側世界と結ぶ架け橋を必要とするともに、西側世界も中国市場へ進出する架け橋を必要としている。香港はこれまでその役割を果たしてきたし、今後とも資本主義の特色を保ちつつ、特に来世紀前半五〇年という中国の発展にとって最も重要な時期において、引き続き同じ役割を果たすことが期待されている。そして、香港の資本主義の特色を保つために、資本主義の運営に熟知した香港人に自らを管理させる必要がある。第三に、それが中国統一という大事業の重要な一環である。香港問題の平和的解決を台湾との平和統一及びマカオ返還の問題解決の手段として、中国は世界に、相互理解と相互譲歩の精神に従って平和的方式で紛争を解決する範例を提示したい。香港における「一国家二制度」の運用の成功は、分裂国家に問題解決の新しい手段と経験を示すとともに、国際紛争の処理にも成功例を示すことになる。

香港の返還をめぐる中英交渉は、このような「一国家二制度」の構想を前提に進められた。その結果、新界租借条約の期限満了時に香港全土を英国から中国に一括返還し、「一国家二制度」の方式によって香港の既存の資本主義制度と生活様式が保持され、五〇年間変えないことで決着をつけ、「中英の香港問題に関する共同声明」が一九八四年一二月に調印されたのである。

二 「一国家二制度」構想の内容とその意義

「一国家二制度」の構想は具体的に一二箇条の政策にまとめられ、後に中英共同声明にも盛り込まれた。中英共同声明はその実質において、中国が交渉の最初の段階で提示したこの一二箇条をもとに、詳細な点を網羅する形でまとめ上げたものである。この一二箇条の政策は次の通りである。(一) 香港特別行政区を設置すること。(二) 香港特別

行政区は高度の自治権を享有すること。(3) 香港特別行政区は行政権、立法権、独立した司法権ならびに終審権を享有すること。香港の現行の法律は基本的に変わらないこと。(4) 香港の現地に香港を管理させること。(5) 香港の現行の社会・経済制度や生活様式は変わらないこと。(6) 香港特別行政区は自由港としての地位と単独関税地区を保つこと。(7) 香港の通貨を引き続き流通させ、自由に兌換させ、資本を自由に出入りさせること。(8) 香港特別行政区は財政面で独立し、自らの徴税制度を確立すること。(9) 香港特別行政区は外国と互恵の経済関係を樹立できること。(10) 香港特別行政区は香港を出入りする旅行証明書を発給できること。(11) 香港特別行政区の治安は、同行政区が責任をもって維持すること。(12) 前記の基本方針は基本法の形で定め、五〇年間保持して変えないこと。この一二箇条の政策には、以下のような内容を含んでいとされる。

第一に、憲法三十一条により、返還後の香港に香港特別行政区を設立し、それを中央政府の直轄の下に置く。現行憲法三十一条は、「国は、必要な時に特別行政区を設立することができる。この行政特別区において施行する制度は、具体的状況に基づいて全国人民代表大会によって制定される。」と定めている。この規定は「一国家二制度」の憲法上の主な根拠である。中央政府と香港特別行政区との関係は、中央と地方の関係である。香港特別行政区は、その高度の自治権を享受しても、それをもって独立な政治的実体の性質をもつことを決して意味するものではない。また、外交と国防は、国家主権の重要なシンボルである。それ故、香港特別行政区の防衛も中央政府の責任において実施される。香港の防衛に当たる駐留部隊は、香港特別行政区の内部事務に干渉することではなく、その駐留費も特別行政区の負担としない。

第二に、香港特別行政区は高度の自治権を享受し、その管理は香港の人々によって行われる。香港特別行政区は、行政管理権、立法権、独立の司法権と終審権を含む高度の自治権を享受するとともに、自ら香港に適する経済、貿易、

文化、教育面の政策を策定することもできる。財政の独立、貨幣の発行の権限も維持される。また、香港特別行政区政府は、愛国者を主体とする現地の人々によつて構成される。中央政府は、人員の派遣等を含め、その管理に関知しない。それは、現地の人々が香港の環境と資本主義の運営方式を熟知していることから、運営の継続と香港人の英知と主人公としての精神等の發揮という効果を期する上で有利であると考えられるからである。ちなみに、愛国者の基準について、鄧小平はかつて「自分の民族を尊重し、香港に対する祖国の主権の回復を誠心誠意に擁護し、香港の繁栄と安定を損なわない。これらの条件さえ備えば、彼らが資本主義を信じるにせよ、封建主義を信じるにせよ、ひいては奴隸主義まで信じても、すべて愛国者である。彼らが社会主義制度に賛意を表明することを要求しない。祖国を愛し、香港を愛すれば十分である」と述べたことがある。そのほか、香港特別行政区は、中央政府の授権に基づき、主に経済、文化等の分野における涉外権限を与えられている。

第三に、香港における現行の社会的、経済的制度も生活方式は不変で、かつ法律も基本的に不変である。香港は、九七年後も引き続き資本主義制度を實行し、私的財産が法律によつて保護される。香港住民は、現行の法律に定められている各種の権利と自由を引き続き享受することができる。しかし、香港の法律は、基本的に変わらないが、植民地支配の性質または植民地主義の色彩を帯び、かつ香港基本法に抵触する法律は、削除または修正される。現実の諸事情の変化によつて適用不可能な法律も適用されないことになる。その他、香港は引き続き自由港として、かつ独立した関税地域として運営される。香港はまた、引き続き国際金融のセンターとしての地位も維持される。

第四に、香港における英国ならびにその他の国の経済的利益を配慮する。九七年以降、英国籍及びその他の国籍を有し、一般公務、治安行政に従事する職員は、これらの職務に従事する中国籍の職員と同じようにその任に留まる。それらの職員の賃金・手当も、従来の基準に基づいて支払われる。香港特別行政区政府は、英国及びその他の国籍の

者を顧問またはその他の職務に招聘することができる。又、英国ならびに香港と密接な経済関係をもつ多くの国や地域が香港における投資等の経済利益は、法律によって保護、配慮される。これらの政策を含む「一国家二制度」の方針は、一時的かつ便宜的な政策ではなく、中国の近代化及び台湾との統一を実現するための長期的戦略の重要な一環として、しかも香港、マカオの植民地返還に伴う制度上、法律上の障害等を解決するために打ち出されたものである。その上に、五〇年間にとどまらず、さらに長い期間も変わらない基本的な国策であり、すでに現行憲法によって法文化されている。

しかし一方、中国は、「一国家二制度」とは「一国家」の中での「二制度」である点もつねに強調してきた。すなわち、香港はあくまでも中国の主権の下で特別行政区となるのであって、独立した主権国家となるのではないことが基本的な前提条件である。さもなければ、「二国家二制度」になってしまう。また、社会主義の大陸と資本主義の香港とが平和共存し、双方とも相手に対する破壊・転覆活動をしないという相互の抑制が必要である。中国が「一国家二制度」の方針に変わるようなことがないというのは、香港の資本主義制度が変わらないと同時に、中国大陸の社会主義制度も変わらないことを指している。さもなければ、「一国家二制度」ではなく、「一国家一制度」になってしまうとされる。¹⁰⁾この場合、「一方が相手の体制を転覆した結果として生じるのは「一国家一制度」であり、その帰結するところは共産主義体制でしかない。破壊・転覆ゲームで勝てるのは北京だけである。この選択肢を前にして、自由を尊重する人であれば、破壊・転覆活動の禁止を止むなしとするであろう」。¹¹⁾

三 香港特別行政区基本法の地位と特色

返還後の香港の新しい将来像を具体的に定めるのは香港特別行政区基本法 (The Basic Law of the Hong Kong

Special Administrative Region of the People's Republic of China)である。この基本法は、香港特別行政区の小憲法ともいべき存在であり、「一国家二制度」を法文化したものである。「中英共同声明」は一九八四年に発効し、香港が過渡期に入ると、中国政府は香港基本法の起草作業に着手した。中国側は内陸と香港の両地域のスタッフを含む起草委員会のほかに、諮問委員会を発足させた。諮問委員会は香港各界に人材を広く求めたものである。これは中国側による香港住民の民意吸収の試みでもあった。香港基本法は四年八か月の時間を費やし、第一次草案（八八年四月）と第二次草案（八九年二月）を経て、最終草案が九〇年四月に全国人民代表大会で採択された。この基本法について、中国側は「世界の立法史上、ある国がその一つの地域に憲法的な法律を制定するためにこれほどまでに莫大な人力、物質、時間、精力を尽くした例はなかったであろう」¹²⁾、「中国には「一字千金」という成語があるが、基本法の一つ一つの字の値は千金にとどまらない」という自負を持っている。一九九七年七月一日から発効する香港基本法は、序文と九章の計一六〇箇条、及び三つの付属文書からなっている。

香港基本法の地位については、それが憲法的な性格をもつ基本的法律の一種であり、香港特別行政区において適用されるばかりでなく、全国的範囲においても法的効力を有するものと一般的に解されている。香港基本法の特徴は次のように要約することができよう。

まず、「一国家」を具現化する条文は、主に中央と香港特別行政区との関係に反映されている。例えば、香港特別行政区は中華人民共和国の分離できない一部である（二条）。特別行政区内の土地と自然資源は国家の所有に属する（七条）。香港特別行政区は中央人民政府に直轄される（二二条）。香港特別行政区に関係する外交は中央人民政府の責任によって管理される（一三条）。中央人民政府は責任をもって香港特別行政区の防衛を管理する（一四条）。香港特別行政区立法機関の制定した法律は全国人民代表大会常務委員会に報告し、登録されなければならない。全人代常務委

員会はその法律が中央の管理事項及び中央と香港特別行政区との関係に関する基本法の規定に合致しないと認められた場合、当該法律を差し戻すことができるが、改正はしない。全人代常務委員会によって差し戻された法律はただちに失効する（一七条）。全人代常務委員会が戦争状態宣言を決定したかあるいは香港特別行政区内で香港特別行政区政府が制御できない、国家の統一または安全に危害を及ぼす動乱が発生して香港特別行政区が緊急事態に入ることと決定した場合、中央人民政府は関係ある全国的な法律を香港特別行政区で実施する命令を発布することができる（一八条）。香港特別行政区政府は反逆、国家分裂、反乱煽動、中央人民政府転覆、国家機密窃取のいかなる行為を禁止し、外国の政治的組織または団体の香港特別行政区における政治活動を禁止し、香港特別行政区の政治的組織または団体の、外国の政治的組織または団体との関係樹立を禁止する法律を自ら制定しなければならない（二三条）。また、基本法の解釈と改正の最終的権限は全人代とその常務委員会に属する（二五八、一五九条）。これらの規定によって「一国家」の統合性は保障されることになる。

次に、「二制度」及び「高度の自治」を具現化する条文としては、主に次のような規定がある。政治体制においては、香港特別行政区は社会主義制度と政策を実施せず、従来の資本主義制度と生活様式を保持し、五〇年間変えない（序言、五条）。香港の従来法律は、基本法に抵触するか、若しくは立法機関によって改正されたものを除き、すべて保留される（八条）。香港特別行政区は、行政権、立法権、独立した司法権と終審権を享有する（二二条）。ここで注目すべきは、これまでの植民地統治体制に比べ三権分立が明確化されている点である。香港特別行政区立法会は、香港総督の諮問機関である立法局を原型としているが、法的に立法機関として認められたものである（六六条）。さらに、立法会と行政政府の長である長官の間には、チェック・アンド・バランスの関係がある（五〇、五一、五二、七三、七四条）。また、立法会議員は、一部直接選挙で選出されるが、香港特別行政区の実情と順を追って漸進するという原則に基づ

き、最終的には全議員が普通選挙によつて選出される（六八条）。この目標が達成されれば、香港の政治体制は、アジア地域においても極めて民主的なものになりうるとの指摘もある¹⁾。経済の面では、香港特別行政区の財政は中央より独立しており、その財政収入をすべて自らの目的に使用し、中央人民政府に納入する必要がない。中央人民政府も香港特別行政区で徴税しない（二〇六条）。香港特別行政区は独立した租税制度を実施し、自らの立法によつて税種、税率、税金減免とその他の税務事項を定める（二〇八条）。香港特別行政区政府は自ら貨幣を発行する権限を有する。香港ドルは法定の貨幣として引き続き流通する（一一一条）。香港特別行政区は外国為替管制政策を實行しない。外国為替、金、証券、先物などの市場を引き続き開放する（一二一条）。香港特別行政区は自由港としての地位を保ち、法律で別に規定されたものを除き、関税を徴取しない（一一四条）。香港特別行政区は自由貿易政策を實行し、貨物、無形財産、資本の自由な移動を保障する（一一五条）。

対外事務については、香港特別行政区は経済、貿易、金融、海運、通信、観光、文化、体育などの分野において、「中国香港」の名義で独自に世界各国、各地域及び国際関連のある機構との関係を維持・発展し、関係協定を締結・履行することができる（二五一条）。香港特別行政区は国家を参加単位としない国際機構と国際会議「中国香港」の名義で参加することができる（二五二条）。中華人民共和国はまだ参加していないが、香港で適用されている国際協定は引き続き適用することができる（二五三条）。香港特別行政区政府は独自に旅券とその他の旅行証明書を発行する権限を有する（二五四条）。香港特別行政区は必要に応じて外国に官営または半官営の経済、貿易機構を設けることができる（二五六条）。

その他に、香港特別行政区政府は教育、科学、文化、体育、宗教、労働、社会福祉など諸方面に関する政策を自ら制定することができる（一三六―一四九条）。また、香港住民は人身の自由、言論、報道、出版の自由、集会、結社、

行進、テモの自由、労働組合の組織と参加、罷業の権利と自由、通信、観光、移住、職業選択、学術研究、宗教・信仰の自由、住宅の不可侵、自由意思による出産の権利と自由等を含んでいる（二七〇条）。そして、香港に適用される「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び国際労働条約の関係規定は、引き続き有効である（三九条）。もともと、香港住民の基本的人権は、これらの規定によって保障されている。香港住民が自制心を備えて良識的に行動し、中央政府も理不尽な解釈によって法律の主旨を曲げるような適用をしない限り、従来の生活や事業活動が制限を受けることはないであろう。

香港特別行政区が以上のような高度の自治権を享受することは、「二制度」の相違を十分に具現するとともに、返還後の香港の安定と繁栄、国際社会における香港の地位と役割を維持することに寄与することができる。言うまでもなく、こうした「一国家二制度」の内容を持ち香港基本法が真に実施されるか否かの保証は、香港特別行政区が完全に基本法の規定に従って行動するか否かにあるだけでなく、中央政府と大陸地域も香港基本法を尊重、遵守するか否かにかかっている。香港基本法は「高度の自治」の実現を保障するために、「中央政府所属の各部門、各省、自治区、直轄市は、いずれも香港特別行政区が香港基本法に基づいて自ら管理する事務に介入してはならない」（二二条）ことを明記している。

しかし一方、天安門事件が発生した一〇箇月後に採択されたこの基本法からは、香港の民主化に対する硬化した中国政府の姿勢も窺える。天安門事件の際の香港側の民主化運動支持の動きによって、初めて香港からの政治的脅威を感じ始めた中国政府は、香港の民主化に一層消極的な態度を採り、とくに中央と香港との関係を処理するに当たって、中央政府にもっと大きな権限を付与した。例えば、一八条で新たに有事の際の規定が草案の審議段階で追加された。即ち、特別行政区政府が制御できない、国家の統一または安全に危害を及ぼす動乱が香港で発生した緊急事態におけ

る中央政府の介人、中国国内法の通用が認められている。

また、二三条のような国家転覆活動禁止の条項も書き込まれている。この規定によれば、返還後の香港特別行政区は、自らの立法によって「反逆」、「国家分裂」、「反乱扇動」、「政府転覆」などの行為を禁止することになっている。しかし、近年來の非植民地化の流れのなかで、香港の権威的な植民地体制が解体しつつあり、集会、行進、デモ、政府批判の報道などが香港人の生活の一部にもなっている。九七年後、このような行為が犯罪と見なされるか否か、二三条が言論、集会、結社などの自由をけん制する武器として利用される恐れがないのか、こうした香港住民の憂慮と疑念を軽減するために、香港政庁は、九六年一月に現行の「刑事罪行条例」を改正し、新たに「国家分裂」「政府転覆」の概念を加え、それらの定義を明確にすることを発表した。現行の「刑事罪行条例」には、英国の植民地統治及び社会治安を維持するために、「反逆」と「反乱扇動」の禁止が定められているが、「国家分裂」と「政府転覆」の罪名がない。英国式の議會民主制のもとでは、選挙を通じて政府を「転覆」することができるからである。改正案には、「政府転覆」とは武力によって政府を覆そうとすること、「国家分裂」とは武力で政府の合法的権限を篡奪することに限定している。それは明らかに政府批判の言論を發表することのみが犯罪と見なされないことを目的とするものである。この改正案に対し、中国側は強い反応を示し、英国側が「既成事実」で将来の香港特別行政区政府の立法に圧力をかけようとし、特別行政区政府の立法権限を侵害するものとして、九七年後に元の法律に復元する権利を留保する、と表明した。一方、英国側の立場は、九七年六月三〇日までに、英国側が法令を改正する権限がある。仮にこの改正案の草案が立法局に採択され、かつ香港住民に認められたにもかかわらず、将来の香港特別行政区政府は、それに重大な改正を加え、現改正案より厳しい法令を制定することがあれば、重大な社会的震撼を引き起こすことになる、というものである。この刑事立法の改正案をめぐる中英間の確執は、パッテン総督の政治制度改革案をめぐる中

英対立の延長線にあるものとも言えよう。香港住民は再び中英間の板挟みになって難しい立場に追い込まれている。現在、この改正案の草案が既に立法局に提出されているが、議員の中でも賛否両論がある。民主党の議員は草案を支持しているが、商工界の利益を代表する自由党や親中国側の民主建港連盟などは、基本法二三条により、関連法令の制定権が香港特別行政区政府にあるため、そもそも現段階でこの類の草案を提出し、問題を複雑化させるべきではないとして反対する意向である¹⁶。

四 香港特別行政区基本法と中国憲法との関係

上述したように、香港基本法を制定する憲法上の根拠は、主として憲法三一条である。但し、香港基本法の立法根拠は、憲法三一条だけではない。憲法六二条も「全国人民代表大会は、以下の職権を行使する。……(13) 特別行政区の開設及びその制度を決定すること」を定めている。同時に、香港基本法の多くの規定も、憲法の関連規定に基づいて制定されたものである。そのために、中国の憲法学者の多くは、憲法三一条をもつて、香港基本法の制定に対する憲法のその他の条項の有効性と拘束力を否定することができないばかりか、憲法全体を香港基本法の立法根拠とすべきであると考えている¹⁷。この見解から、香港基本法が憲法に抵触するか否かの問題、及び香港特別行政区における憲法の適用の問題が出てくる。こうした問題について、中国の憲法学界には抵触説と不抵触説がある。

抵触説によれば、香港基本法五条は、香港特別行政区において社会主義制度と政策を実施せず、従来の資本主義制度と生活様式を保持し、五〇年間変えないと定めているが、憲法一条は、社会主義制度が中国の根本的制度であり、いかなる組織若しくは個人も、社会主義制度を破壊することを禁止すると定め、五条は、あらゆる法律は、いずれも憲法と抵触してはならないと定めている。憲法三一条の内容は、こうした憲法の条文に相反し、また、憲法三一条に

に基づいて制定された香港基本法の多くの内容も、憲法の条文に抵触している。したがって、「二国家二制度」の原則に基づき、憲法が香港特別行政区に適用されるべきではなく、そうでなければ、香港基本法は、憲法に抵触して効力を失うことになる。¹⁵⁾

一方、不抵触説の理由は次の通りである。すなわち、中国憲法では、香港特別行政区で実行する制度が特別の例外として処理されている。憲法一条であれ、五条であれ、いずれも憲法三二条を制約したり、否定することはできない。¹⁶⁾ しかも、現行憲法には、三二条の特殊な規定があるのみならず、特殊な状況に基づく特殊な規定がほかにも存在する。例えば、憲法は、「国家は、全国に通用する共通語を普及させる」(一九条)ことを規定しつつ、「いずれの民族も自己の言語・文字を使用し発展させる自由を持つ」(四条)ことも規定する。憲法序文は、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の指導を規定しつつ、また「公民は宗教信仰の自由を有する」(三六条)ことも規定する。さらに憲法は、「国家は、社会主義的法秩序の統一と尊厳を守る」と規定しつつ、民族自治地方の自治機関は、「その地域の実的な状況に則して国家の法律及び政策を貫徹する」(二五条)ことも規定する。これらの法条は、見たところ相互に矛盾しているようにみえる。しかし、実際のところ、憲法は、幾つかの問題で特殊な例外をもつことを許すのは、返つて国家の統一と団結を保障し、各少数民族の権利と公民の宗教信仰の自由を保障できるとする。¹⁷⁾ この立法のあり方は、原則性と弾力性との結合という中国法の立法原則を反映したとも言えよう。

この不抵触説に基づき、香港特別行政区における憲法の適用性については、完全適用説、部分適用説、全体適用説が説かれている。完全適用説は、香港特別行政区が中国の一地方特別行政区域であり、独立した政権の実体ではない。したがって、憲法は、香港特別行政区において完全に且つ直接的な法的効力を当然もつべきであると見る。¹⁸⁾ 部分適用説の論点は次の通りである。すなわち、憲法は主権の確立と制度の確立という二つの機能を持っている。伝統的

学理論においては、両者が一体化されてきた。しかし、「一国家二制度」理論は、制度の確立という機能を二分させることになった。したがって、単一主権を示す面において、中国憲法のなかの主権を確立する部分の規定は、普遍的に適用され、国家全体において最高の法的効力をもつ。二制度を示す面において、中国憲法のなかの制度を確立する部分の規定は、社会主義を实行する地域にのみ適用され、一国内の資本主義制度を实行する香港特別行政区に対しては、制度確立のための憲法的法律をもって調整するが、これが香港基本法である²²。全体適用説は、全体として香港特別行政区に適用される。但し、その場合の適用は「一国家二制度」の基本方針を遵守することも必要である。つまり、国家主権、統一及び領土保全の擁護に関する憲法の規定は、香港特別行政区にも適用しなくてはならない。一方、社会主義制度と政策に関する憲法の規定は適用されないものとする²³。これら諸説には、完全適用説は、明らかに「一国家二制度」の原則に反しており、現実には合致するものではない。また、部分適用説と全体適用説は、その解釈が異なるが、結論としては同じである。すなわち、いずれも憲法の一部の内容が香港特別行政区に適用されるべきであるとし、具体的にはおよそ香港基本法と一致しない憲法の条項が適用されてはならず、香港基本法と抵触しない憲法の条項が適用されなければならないとのことである。

ところで、香港基本法に対する解釈権の帰属も、香港基本法と中国憲法との関係におけるもう一つ重要な問題である。香港基本法の起草過程においても、この問題をめぐって大きな論争が展開された。問題の焦点は、香港で実施されているコモン・ロー制度の原則及び中国大陸で実施されている大陸法系のような成文法の形式をもつ社会主義制度の原則との相違、ならびに香港特別行政区が最終裁判権を享受することに対する異なる解釈にあったのである。

香港側の起草委員である李柱銘氏は、香港基本法に対する解釈権は、制約を受けないようにしなければならず、そうでなければ、香港の司法活動に影響を及ぼすことになる」と主張した。この見方に同調する香港側起草委員も少なく

なかつた。その主な理由は次の通りである。第一に、コモン・ローの国家の慣例法に基づき、法律は裁判所によって解釈され、立法機関は法律を制定するのみで、法律を解釈する権限をもたない。英米法系に属する香港の従来の法律は、返還後も基本的に変わず、コモン・ローを引き続いて適用しなければならず、裁判所が法律を解釈するとの方式も、勿論留保されなければならない。第二に、中英共同声明の規定に基づき、香港特別行政区の裁判所は、独立した司法権と最終裁判権を享有する。そうである以上、香港特別行政区の裁判所も、法律に対する最終的解釈権をもつべきである²⁴。

一方、中国大陸側の起草委員は、香港基本法の解釈権は、原則的に全人代常務委員会に帰属すべきであると主張した。その主な理由は次の通りである。第一に、現行憲法六七条の規定に基づき、全人代常務委員会が法律を解釈する職権を行使する。香港基本法は中国の法律である以上、その解釈権は、全人代常務委員会に属すべきである。第二に、香港基本法は全人代によって制定された全国的法律であるため、その解釈権が全人代によって掌握されてこそ、それが全国的範囲において統一された理解と実施を保障することができる。第三に、香港特別行政区の裁判所は、最終裁判権を享受してはいるが、この最終裁判権は、国家の統一と主権を妨げてはならない。例えば、香港特別行政区の裁判所が事件を審理するときは、香港基本法の国防と外交に係る条項について解釈を行う可能性がある。この解釈が最終的なものであるとすれば、国防と外交が中央政府によって管轄されるとの規定は、一体どのような意味があるのか。また、香港基本法には、中央と香港特別行政区との権限を区分する規定もある。権限の区分が両者に及ぶ以上、香港特別行政区の裁判所によって単独で解釈されることが不適當である²⁵。

このような討議を経て、香港基本法は「本法の解釈権は、全人代常務委員会に属する」（二五六条一項）と最終的に定めた。しかし一方、香港特別行政区の裁判所が香港基本法に対して解釈を行う必要性に鑑み、ヨーロッパ共同体の

法律解釈の方式を参考にし、香港基本法の解釈権に対する適切な配分も施された。²⁶⁾ すなわち、全人代常務委員会は、事件の審理にあたって、香港特別行政区の自治範囲以内の条項について自ら解釈する権限を、香港特別行政区の裁判所に授権する(二項)。そのうえに、香港特別行政区の裁判所は、事件を審理するにあたって、香港基本法のその他の条項についても解釈することができる。但し、中央人民政府の管理する事務又は中央と香港特別行政区との関係に関する条項について解釈する必要がある、当該条項の解釈が事件の判決に影響を及ぼすときは、当該事件に対して終審判決を下す前に、香港特別行政区終審裁判所が、全人代常務委員会に関連条項について解釈するよう要請しなければならぬ(三項)。

ところが、香港法律界は、ヨーロッパ共同体の裁判所を中国の全人代常務委員会と同一視するような説明の仕方について再検討する必要があるとしている。というのは、イギリスとヨーロッパ共同体諸国は、基本的に民主主義の政治制度を實行しており、法制度にも英米法系と大陸法系との相違があるが、立法精神は一致しているのに対し、返還後の香港と中国大陸とは政治社会制度が異なり、とくに国内の政治体制においては、全人代に対する共産党の影響が極めて大きく、この解決方法が通用するか否かを人々に疑わせているからである。²⁷⁾

これに対し、中国側の学者は、それが根拠を欠く認識として次のように反論している。まず、香港の従来の法律が返還後も引き続き保持され、香港特別行政区の裁判所が独立した司法権と最終裁判権を享有することは、「二制度」の方針の具体的表れであるが、「二制度」を保持する前提は、「一国家」を堅持することであり、全人代常務委員会によって香港基本法に対する解釈権が享有され、中央人民政府の管理する事務又は中央と香港特別行政区との関係に係る条項に対する解釈権が保留されることは、「一国家」の堅持に必要とされ、また「一国家」を堅持することの具体的表れでもある。次に、資本主義国家であれ、社会主義国家であれ、いずれも政党政治を行っており、法律及び政

府の政策の制定に対する政党の影響や決定的役割などは、基本的に同じである。両者の差異は、政党が役割を發揮する手段と方式にあるに過ぎない。中国大陸では、共産党の指導を堅持しているが、これを根拠として全人代常務委員会の香港基本法に対する解釈権を否定するならば、徹底した「一国家二制度」の基本方針に対する不信任である。更に、香港基本法一五八条四項に基づき、全人代常務委員会は本法を解釈する前に、それに所屬する香港特別行政区基本法委員会の意見を求めなければならない。基本法委員会は、内地人と香港人それぞれ六名からなり、その中には法律専門家も含まれている。したがって、全人代常務委員会は、香港基本法に対して解釈を行う前に、香港の人々及び法律専門家の意見を十分に聴取することができる、というものである。²⁹⁾

五 香港と中国大陸の区域間の法抵觸とその解決

「一国家二制度」が確立された結果、中国においては「一国家兩法域」となり、又は将来的にマカオ、台湾の復帰問題に関連して一国家多法域となり、区域間の法抵觸の問題が生ずることとなる。すなわち、中国大陸の法律と復帰した地域の法律間、及び復帰した地域の法律相互間、更に復帰した地域の法律と未復帰地域の法律間においては、法の抵觸が発生する。中国における区域間の法抵觸の特徴は、世界に現存する多法域国家のそれと比べれば、次のような特徴をもっている。²⁹⁾

第一に、それは同一国家制度下の区域間の法抵觸と異なる国家制度下の区域間の法抵觸を含むものである。これまでの多法域国家における法抵觸は、すべて一国家一制度下に生じたものである。中国国内においてもこうした複合法域が存在している。例えば、少数民族の自治区においては、同一の社会主義制度の下で、全国一律に適用される法律と並行して、それぞれの政治、経済及び文化の特殊性に基づく自治条例や単行条例も施行されている。しかし、資本

主義制度に基礎を置く香港の法律と社会主義制度に基づく中国大陸の法律との法抵触の問題は、相当な部分において資本主義法と社会主義法との抵触でもある。

第二に、中国における区域間の法抵触は、異なる法系間の法抵触を表している。すなわち、同一国内においては、形式的に大陸法系に類似する成文法主義を採っているが、内容的に社会主義法の範囲に属する中国大陸の法体系と英米法系の香港法及び大陸法系のマカオ法、台湾法との法抵触が併存している。このような一国家における「三法系四地域」の状況は世界でも滅多に見ない現象である。

第三に、中国における区域間の法抵触は、各法域間の法律適用上の抵触を含むだけではなく、さらに国際協定の適用上の抵触もある。現在、世界の多法域国家においては、その異法地域の政府が対外的に国際協定を締結する権限をもたないので、国際協定を締結する上での矛盾は存在しない。しかし、中国の特別行政区としての香港は「中国香港」の名義で、経済、貿易、金融等の分野において独自に国際協定を締結する権限を有する。これらの協定は中国大陸において効力をもたないこととなる。しかるに、中央政府の締結、批准、参加する国際協定は香港に適用されないものもある。

次には返還後の香港と中国大陸間の法抵触とその解決、及び香港と台湾をめぐる法抵触の問題を取り上げて分析する。

まず、香港と中国大陸における法抵触の問題を検討する。香港の中国返還後も原則的に維持される既存の法については、香港基本法第八条により、香港の従来の法律、つまり普通法、衡平法、条例、付属立法と慣習法は、本法に抵触するか、もしくは香港特別行政区の立法機関が改正したものを除き、保留されることとなる。ここでいう普通法(Common Law)及び衡平法(Rules of Equity)は判例法であって、先例拘束性(stare decisis)の原理に従うとされ、

一九六九年の香港最高法院判決は、香港の法廷は英国枢密院と上院の判決に拘束されるとしている。又、条例 (Ordinance) は香港独自の制定法である。条例に基づいて規定 (Rule)、規則 (Regulation)、細則 (By-Law) などの付属立法が制定される。これまでに約数百件の条例が成立している。さらに慣習法とは、英国が香港を占領した当時の清国法及び法的効力を有する慣習を指す。英国が一八四一年二月阿片戦争中に香港を占領した際、中国貿易総監督エリオットが、「女王陛下の更なる指示の以前は、香港島のもともとの住民及びすべての中国人は、いずれも等しく中国の法律と慣習に拘束される。但し、刑罰としての拷問は除く」という、いわゆる「エリオット宣言」を行っていたが、これが香港における慣習法の由来である。これまで中国の法律と慣習は、いくつかの香港の条例に取り入れられた。例えば「新界条例」は、宗族または「堂」(父方の祖父を同じくする親族関係)の土地所有権を記載し、また「最高法院と地方法院は、新界の土地をめぐるいかなる訴訟に関しても、この土地の慣習と慣習的権利を承認し、執行する権利を有する」と規定している。慣習法が裁判所に承認されるための条件としては、その慣習の淵源が古く、一貫して継続して存在しており、人々が承認し受け入れていること、またそれが条理に適用ものであることとされている。³⁰

一方、返還後、香港の従来の法律の中には、「英皇制誥」(Letters Patent)、「皇室訓令」(Royal Instruction)及び現在香港で施行されている英国議会法が除かれることとなる。ここでいう英皇制誥は開封勅許状とも称され、特権の付与または権限の授与のために国王から与えられるものである。香港開封勅許状は、総督の職を創設し、立法局の助言と同意を得たうえでの立法、土地の処分、判事・官吏・特赦の指名、植民地最高法院・地方法院判事の任期に関わる総督の権限を規定する。開封勅許状が最も強調するのは、英国政府の香港植民地に対するすべての権利を確保することである。総督に付与された権限は、ロンドンからの与えられたすべての指令に沿って実行されねばならず、香港のための法律を作り、かつその立法機関が採択した条例を却下する国王、即ち、英国政府の権限が明確に留保されている。

また、開封勅許状第二項に従って発出される、主として行政・立法両局に関する補足文書は皇室訓令であり、勅令とも称される。開封勅許状と勅令はほぼ同等の法的拘束力を有し、一体となつて機能する。勅令は、行政局について、議員の指名、議事手続、行政局に諮問すべき総督の責任などを規定する。立法局について、議員の構成と選挙、議事手続、同局で採択される立法の形式などを定める³¹⁾。こうした植民地色の濃い法律は、返還に伴つて廃止されることとなつている。

このように、一九九七年七月一日以降、香港に対する中国の主権の回復により、同一国内における法抵触の問題は、特に民法法、刑法法、訴訟法、労働法、行政法などの分野においていっそう顕在化するに至り、各法域に公認される統一的な区際抵触法を確立する必要がある。例えば、刑事法関係においては、テロ行為、ハイジャック行為、麻薬密売、貨幣偽造、密輸、文化財窃盗などの犯罪を処理するに当たつては、「区際刑法」のような法的規範が必要である。また、異なる法域を跨がる事件に対する管轄権、証拠の種類や証明力及び立証責任、強制執行などの訴訟手続法においても様々な法抵触の問題が生ずるため、区際共同協議のような法的規範が必要である。こうした「一国家二制度」から派生した法抵触の問題は、次のような手順にしたがつて解決されると考えられる。過渡期としての第一段階では、中国大陆と香港との間に区際共同協議を締結するという形で法抵触の問題を処理する。但し、「一国家二制度」による異法地域の特殊性に鑑み、政治制度の異なる地区の法秩序を維持し、両制度の長期的共存を可能にするためには、統一的な区際抵触法典を制定する機が熟するまで、この過渡期が長期間にわたつて存在することになる。というのは、これまでに法実務の積み重ねがないため、性急な統一的な区際抵触法の制定は、却つて適用後に不適切となりうる規定の内容を固定化する恐れがあり、ひいては民心の不安を惹起し、現行制度五〇年不変に対する信頼を揺るがしかねないからである。第二段階では、中央立法機関である全国人民代表大会は、これまで適用されてきた区際共同協議

の原則及び各法域の自治権を十分に尊重することを前提に、法抵触問題の処理に関する統一的な区際抵触法典を制定し、「二国家二制度」によつて発生した法抵触の問題を根本から解決するのである。³²

次に、香港と台湾における法抵触の問題を考察する。英国はいま、中華人民共和国政府が中国を代表する唯一の合法的な政府であることを承認しているため、現在の香港と台湾との関係は、英国の植民地と英国に承認されない政府の管轄している地区との関係である。ところが、一九九七年七月一日から、中国の香港に対する主権行使を回復することにより、香港と台湾との関係の法的性格も大きく変化し、つまり中華人民共和国の特別行政区と、中国政府が主権の保有を主張しているが、実際に統治していない地区との関係になる。但し、返還前の台湾政府が香港政庁に承認される政府ではないことと返還後の台湾政府が依然として香港特別行政区政府に承認される政府ではないことは共通している点であろう。香港特別行政区政府は、既述の如く対外事務において一定の自治権を享有する。しかし、この限定的な対外自治権は、中国以外の国家、地区と組織に限って適用され、中国の一部としての台湾地区には適用できないと思われる。³³一九九五年六月に公布された中国國務院の九七年後香港の対台湾関係に関する基本原則と政策において、九七年後の香港における対台湾問題については、国家主権と兩岸関係に関わるすべての事務は、その処理を中央政府によつて行われるか、又は中央政府の指導の下で、香港特別行政区政府により処理されると明言している。しかし、香港基本法は、香港特別行政区に対して台湾関係の事務を自ら処理する権限を授与していない一方、その可能性を排除してもない。香港基本法には、「香港特別行政区は、全国人民代表大会とその常務委員会及び中央政府から授与されたその他の権力を享受することができる」（二〇条）という「余剩権限」の条項がある。将来的に中央政府は、この条文に基づき、香港特別行政区政府に対して香港と台湾に関係する事務を処理する一定の自治権を賦与することも可能である。

ところが、台湾に関わる私法関係の法抵触の問題を処理するにあたっては、これまで香港の法院は、国際司法慣例に従つて台湾において施行されている法律の有効性を認めてきた。返還後、コモン・ローに基づく香港の抵触法も引き続き有効であるが、台湾の法律の効力を認められるのかなどの問題が存在する。しかし、「一国家二制度」の発想は、そもそも台湾問題の解決に端を発したものであることに鑑み、やはり「二国家二制度」という前提の下で、同一国内における異法地域の法抵触の問題として、区際抵触法の原則にしたがつて扱わざるを得ないと考えられる。³⁴

おわりに

一九九七年の香港返還は、その重要な歴史的、時代的な意義によつて世界の注目する焦点の一つとなつている。国家主権の平和的回収、アジアにおける植民地主義の終焉、既に新興工業国に入つており、しかも資本主義制度を實行している植民地地域が、最大な発展途上国としての社会主義祖国へ復帰することなどは勿論、返還後の五〇年間は外交と防衛を除く高度の自治権を享受し、現行の資本主義制度を維持することが予定されている「一国家二制度」という世界でも前例のない実験は、多種多様な社会体制や価値観の平和的共存という二一世紀の課題にも繋がる問題として、人々の関心を集めている。また、中国にとつても、「一国家」という前提のもとで相互補完のできる「二制度」を構築することは、香港の利益のためだけでなく、中国の再統一及び近代化という「百年大計」にも関わる構想である。

同時に、香港は、歴史的にヨーロッパと東アジア、東南アジアと中国大陸の政治、経済、文化に及ぶ多面的な関係

の接点となり、東西文化の交流点となってきた。近年、中国社会の構造的変化の中で、香港の金融、貿易、商業、海運、情報センターとして歴史的に蓄積されてきた役割は、アジア域内でも重要性を増している。香港返還後にあつても、「一国家二制度」という新たな政治経済秩序のあり方がアジア全体の多角的な相互関係をさし示すものになつていくと考えられる。

ところが、既述の如く「一国家二制度」の構想は、単に従来の資本主義制度と生活様式を変えない理念と決心を強調するだけで成功できるような安易なことではなく、その具体的な実施は、実に多大な知恵と創造力を必要とする作業である。そのうち、「一国家二制度」の法文化としての香港基本法とその他の法制度の運用や異なる法系間の協調なども極めて重要な課題であり、法治社会としての香港の繁栄と安定を保障する法的基盤でもある。しかし一方、返還後の香港において「一国家二制度」の政策が実現に移される場合は、これまで存在していた潜在的な法的諸問題が顕在化することも予想され、中央政府と香港特別行政区との双方には、一国家を前提とする高度の自治という原則に基づき慎重な対応が求められている。

注

- (1) 劉蜀永「香港問題の由来」北京週報一九九六年第二六号。
- (2) 長島伸一「大英帝国・最盛期イギリスの社会史」(講談社現代新書九三四、一九八九)。
- (3) 中国が現状維持という対香港政策を続けた背景については、拙稿「香港返還問題の実質」工藤敬一ほか編『東アジアの文化構造(地域研究二)』第十章(九州大学出版会、一九九七)を参照されたい。
- (4) 李鴻章は、一八九五年に日清戦争の講和会議で台湾を日本に割譲した中国側全権代表であり、中国で売国奴として非難

されてきた人物である。

- (5) 「香港は中国の神聖領土」「香港問題文件選輯」九一頁（人民出版社、一九八五）。
- (6) 廉希聖「香港基本法と香港の未来」「二国家二制度」と香港基本法——比較法雑誌二九卷二号（一九九五）。「國務院港澳事務弁公室主任魯平在港発表演講——堅定不移実行」「二国兩制」方針——人民日报（海外版）一九九四年五月七日。
- (7) 香港の返還問題をめぐる中英交渉の経緯及び英国の対香港政策とその変化については、拙稿「香港返還問題の実質」工藤敬一ほか編「東アジアの文化構造（地域研究二）」第十章（九州大学出版会、一九九七）を参照されたい。
- (8) 呉学謙（元外相）「就提請審議中英关于香港問題協議文件向全国人大常委会的報告（一九八四年二月六日）」「香港問題文件選輯」一八頁（人民出版社、一九八五）。
- (9) 鄧小平「二个国家、兩種制度」（一九八四年六月二日、二三日）「香港問題文件選輯」四頁（人民出版社、一九八五）。
- (10) 「魯平氏、将来における中央政府の対香港政策を語る」北京週報一九九六年第二七号。
- (11) W・H・オーバーホルト（浅野輔訳）「中国・次の超大国」二二五頁（サイマル出版会、一九九四）。
- (12) 廉希聖・前掲注（6）。
- (13) 魯平（國務院香港マカオ事務弁公室主任）「香港の未来は二層躍しくなる」北京週報一九九六年第三九号。
- (14) 胡錦光ほか「中国憲法の理論と実際」三〇五〜三〇七頁〔西原春夫、高銘暗総監修・中国法学全集一〕（成文堂、一九九六）。
- (15) 野村総合研究所（香港）有限公司編「香港と中国」一一九頁（日本能率協会マネジメントセンター、一九九四）。
- (16) 「香港基本法第三三条令港人不安」中国時報一九九六年一〇月三日。筆鋒「港英午夜立法京港爭執再起」亜洲週刊一九九六年二月二日〜二月八日。黄偉国「界定「転覆」掀起政治震盪」亜洲週刊一九九六年二月九日〜二月一五日。
- (17) 胡錦光ほか・前掲注（14）三〇〇〜三〇四頁。
- (18) 香港特別行政区基本法諮詢委员会中央与特別行政区的關係專責小組「基本法与憲法的關係」（最終報告）一九八七年。

- (19) 許崇德「論「一国二制」对实现国家統一的戰略意義」中国法学一九九〇年第二号。
- (20) 肖蔚雲編「一国二制与香港基本法律制度」九一頁以下（北京大学出版社，一九九〇年）。
- (21) 丁煥春「論我国憲法对香港特別行政区的法律効力」法学評論一九九一年第三号。
- (22) 孫大力「關於澳門法律問題」五六頁（博士論文）。
- (23) 王叔文編「香港特別行政区基本法導論」六八頁（中共中央党校出版社，一九九〇年）。
- (24) 張結鳳ほか「中英港角力基本法」二〇五頁（浪潮出版社，一九九一年）。
- (25) 許崇德編「港澳基本法教程」二一頁（中国人民大学出版社，一九九四年）。
- (26) 胡錦光ほか・前掲注（14）三三九頁。
- (27) 張結鳳ほか・前掲注（24）二〇六頁以下。
- (28) 胡錦光ほか・前掲注（14）三三〇頁以下。
- (29) 李昌道（西村幸次郎訳）「香港返還後の法的諸問題」版大法学四四号（一九九五年三月）。
- (30) 伊藤一彦「香港・台湾の法律事情」小口彦太監修「中国ビジネスの法と実際」第一二章・二六五頁（日本評論社，一九九三）。
- (31) 伊藤・前掲注（30）二六二頁。
- (32) 芹夫「二国兩制」与中国法律体系——香港特區会受中国法律規範馬？—広角鏡月刊一九九六年一月号。李昌道一九七前
後法律衝突問題——「区際司法協助」前略—広角鏡月刊一九九五年一月号。韓德培・黃進「中国区際法律衝突問題研究」
中国社会科学一九八九年第一号。
- (33) 陳弘毅「從法律觀點看九七過渡对港台關係的影響」—広角鏡月刊一九九五年一月号。
- (34) 韓德培・黃進「制定区際衝突法以解決我国大陸与台湾、香港、澳門的区際法律衝突」武漢大学学报（社会科学版）一九
九三年第四号。黃進「区際法律衝突及其解決——兼論「二国兩制」与中国的区際法律衝突」—黃炳坤主編「二国兩制」法律問

【題面面觀】一〇四頁（香港・三聯書店、一九八九）。常征・王光儀主編『海峽兩岸關係的法律探討』（四川大學出版社、一九九二）。

九九二。曾憲義・郭平坦主編『海峽兩岸交往中的法律問題』（河南人民出版社、一九九二）。